

静岡県民の豊かな暮らしを支える食と農の基本条例をここに公布する。
静岡県民の豊かな暮らしを支える食と農の基本条例

目次

前文

第1章 総則(第1条—第8条)

第2章 基本計画(第9条)

第3章 主要な施策(第10条—第19条)

第4章 静岡県食と農が支える豊かな暮らしづくり審議会(第20条・第21条)

附則

私たちが暮らすふじのくに・静岡県の農業は、海岸から富士山、南アルプスの山々に至る風情豊かな環境のもと、温暖な気候と豊かな水資源を活かしながら、多様な農産物を生産し、また、生産活動を通じて県土の保全や水資源のかん養、自然災害の防止、安らぎを醸し出す景観の創造など、多面的な機能を発揮することで、健やかで潤いにあふれた豊かな県民生活をはぐくみ支えてきた。

このような農業の役割は今後も変わることなく、私たちの暮らしに等しく恩恵をもたらすものであり、すべての県民が守っていく必要がある。

しかしながら、近年、農産物の輸入自由化による競争の激化、農業従事者の減少及び高齢化の進行に伴う担い手不足、耕作放棄地の増大、価格の低迷による所得の減少など食料や農業及び農村を取り巻く環境は大きく揺れ動いている。

このような状況の中にあって、食と農がはぐくみ支える豊かな暮らしを確保するには、競争力ある静岡県農業を振興することはもとより、すべての県民が食の重要性と農業や農村の果たす役割や意義を十分認識したうえで、生産、加工、流通及び消費のそれぞれの立場で積極的にその役割を果たすことが重要である。

私たちは、これまでに多くの先人が培ってきた農業・農村を県民の貴重な財産としてはぐくむとともに次代に継承し、将来にわたって安全で良質な食料及び農産物が安定的に生産され、かつ供給され、農業や農村の有する多面的な機能が発揮されることにより、引き続き、健やかで潤いあふれる豊かな暮らしを享受するため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、県民生活において食と農が果たす役割の重要性にかんがみ、本県の農業及び農村の振興についての基本理念及びその実現を図るための必要な事項を定め、それらの施策を総合的かつ計画的に推進することにより、本県農業の持続的な発展、活力あふれる農村の確立及び県民の健やかで安全な暮らしの実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 本県の農業及び農村の振興については、次に掲げる基本理念に基づき行われなければならない。

(1) 消費者が安心できる安全で良質な食料及び農産物が安定的に生産されるとともに供給され、消費者と生産者の信頼関係が築かれるとともに、農業及び農村に対する県民の理解が深められること。

(2) 地域の特性を活かし、安定的な農業経営が確立され、将来にわたり意欲的な農業が持続的に営まれること。

(3) 農業及び農村がはぐくんできた水資源のかん養、潤いと安らぎを醸し出す良好な景観の創造、自然環境の保全、伝統文化の継承等多面的な機能が将来にわたって維持されること。

(県の責務)

第3条 県は、基本理念にのっとり、農業及び農村の振興施策を策定し、国、市町、県民、農業者、農業団体、食品関連事業者等と連携を図りながら、その施策を着実に推進する責務を有する。

2 県は、食料、農業及び農村に関する情報の提供等を通じて、農業及び農村の振興に対する県民の理解を深めるよう努めるものとする。

3 県は、農業及び農村の振興施策を通じて、県民に対する食料供給力の向上を図るため、農業生産力の維持拡大に努めるものとする。

(市町への要請及び支援)

第4条 県は、市町が基本理念にのっとり、かつ、それぞれの自然的・社会的条件に応じて、農業及び農村の振興計画の樹立、現状の把握並びに住民への情報公開に積極的に努めることを働きかけるものとする。

2 市町が実施する農業及び農村の振興に関する施策について、情報の提供、助言その他必要な支援を行うよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第5条 県は、農業及び農村の振興施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(農業者及び農業団体の役割)

第6条 農業者及び農業団体は、農業及び関連する活動を行うに当たっては、自らが安全で良質な食料及び農産物の供給並びに活力ある農業・農村づくりの主体であることを認識し、基本理念の実現に積極的に取り組むよう努めるものとする。

(県民の役割)

第7条 県民は、基本理念にのっとり、食生活の重要性並びに農業及び農村の役割及び意義に関する理解を深め、県内産の食料及び農産物の消費に積極的に努めるものとする。

(事業者の役割)

第8条 食品関連事業者は、基本理念にのっとり、消費者に対する正確な情報の提供、安全で良質な食品の安定的供給、農業との連携を通じた食品流通の合理化及び県内産農産物の有効利用と消費拡大に努めるものとする。

第2章 基本計画

(基本計画の策定)

第9条 知事は、農業及び農村の振興施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、基本計画を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 農業及び農村の振興施策についての基本の方針

(2) 県内農産物の生産高その他の農業及び農村の振興に関する目標

(3) 前2号に掲げるもののほか、農業及び農村の振興施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、基本計画を定めようとするときは、静岡県食と農が支える豊かな暮らしづくり審議会の意見を聞かなければならない。

4 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

5 知事は、農業及び農村をめぐる情勢の変化等を勘案し、おおむね5年ごとに基本計画を見直すものとする。

6 第3項及び第4項の規定は、基本計画の変更について準用する。

第3章 主要な施策

(安全な農産物の安定的な供給等)

第10条 県は、安全で良質な農産物の生産及び供給を図るとともに消費者の安心の醸成に資するため、生産、加工及び流通の各段階における安全管理の徹底指導その他必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、農産物の安定的な生産及び供給を図るため、生産体制及び流通体制の整備、価格安定に向けた取組等の施策を講ずるものとする。

(担い手の確保・育成等)

第11条 県は、意欲ある担い手の確保及び育成並びに経営能力の向上を図るため、教育及び研修の実施、法人化の推進、営農組織の育成、融資制度の充実その他必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、地域の農業を守るため、多様な担い手に対する営農支援及び就農支援のための施策を講ずるものとする。

3 県は、女性の農業経営及びこれに関連する活動への参画を促進するとともに、高齢農業者が生きがいを持って活動するための環境整備を促進するものとする。

(農地の確保)

第12条 県は、農業生産に必要な農地の確保を図るため、地域の特性に応じて、農地の利用の集積、農地の効率的な利用の促進、耕作放棄地の発生防止等に必要な施策を講ずるものとする。

(農業生産基盤の整備等)

第13条 県は、農業の生産性の向上、農業生産の安定並びに農業及び農村の持つ多面的機能の維持を図るため、環境との調和に配慮しつつ、農地、農業用排水施設等の農業生産基盤の計画的な整備及びこれらの機能の維持増進に必要な施策を講ずるものとする。

(食品関連事業者との協働の促進)

第14条 県は、農業者が食品関連事業者と連携し主体性と創意工夫を發揮して経営展開を行うことのできる環境を整備するものとする。

(研究開発の推進)

第15条 県は、農産物の高品質化、生産性の向上等農業生産力の維持拡大を図るため、新品種の開発及び生産の安定化・省力化に関する技術、農産物の加工に関する技術等の研究開発を推進するとともに、その成果の普及のための施策を講ずるものとする。

(環境に配慮した農業の推進)

第16条 県は、農業生産活動における環境への負荷低減の推進及び自然循環機能の維持増進を図るために、必要な施策を講ずるものとする。

(中山間地域等の振興)

第17条 県は、中山間地域等(山間地及びその周辺の地域その他の地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域をいう。)において、健全な農業生産活動が継続的に行われ、かつ、多面的機能が發揮されるよう、地域の特産物の生産、販売等を通じた農業その他関連産業の振興等必要な施策を講ずるものとする。

(食と農に対する県民の理解の促進)

第18条 県は、県民の食文化の向上及び食育の推進に必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、安全で良質な農産物の安定的な生産及び供給に資するため、地域の農産物を地域で利用し、消費する地産地消の促進に必要な施策を講ずるものとする。

(都市と農村の交流)

第19条 県は、県民の農業及び農村に対する理解を深めるため、都市と農村の交流、市民農園等における農業体験、農村体験等の促進に必要な施策を講ずるものとする。

第4章 静岡県食と農が支える豊かな暮らしづくり審議会

(設置)

第20条 県に、静岡県食と農が支える豊かな暮らしづくり審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、この条例の規定によりその権限に属することとされた事項を処理するほか、次に掲げる事項について調査審議する。

(1) 各年度における農業及び農村の動向並びに県が実施した農業及び農村の振興施策及びその効果

(2) 農地の効率利用に関する事項

(3) 農山村の振興に関する事項

(4) 食料の生産振興及び食料自給率に関する事項

(5) 前各号に掲げるもののほか、知事の諮問による農業及び農村の振興に関する重要事項

3 審議会は、前項に規定する事項に関し、知事に意見を述べることができる。

4 前3項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(議会への報告)

第21条 知事は、審議会における審議内容について毎年度議会へ報告しなければならない。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。